

ECO-TOP プログラムにおけるインターンシップの実施ガイドラインの改正【案】(新旧対象表)

改正案	現行
<p style="text-align: right;">平成 20 年 12 月 19 日 改正 平成 24 年 5 月 18 日 改正 令和 2 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">ECO-TOP プログラムにおけるインターンシップの実施ガイドライン</p> <p><u>1. インターンシップの目的</u></p> <p>ECO-TOP プログラムの目的に鑑み、<u>実社会において自然環境に関連のある現場の実情を理解しアクティブに行動できる人材を育成するため、企業、行政、NPO 等におけるインターンシップを実施する。</u></p> <p><u>2. 単位の設定</u></p> <p>インターンシップが <u>2</u> 単位以上設定されていること。</p> <p><u>3. 実施計画の策定</u></p> <p>大学は、インターンシップの派遣先について、事前に東京都と協議すること。 また、インターンシップの実施計画について、事前に東京都へ届出を行うこと。 インターンシップの実施計画が学内外に開示されていること。 また、インターンシップのプログラムは、大学と<u>受入団体</u>が事前に協議し、次の内容が盛り込まれたものとするのが望ましい。</p> <p>(1) <u>自然環境分野の課題解決や自然を活用した社会的課題の解決に資する実社会の経験</u></p> <p>・<u>受入団体が実際に抱える自然環境分野の課題や学生が受入団体との関連で自ら設定する社会的課題について、学生がその背景や現状等を学</u></p>	<p style="text-align: right;">平成 20 年 12 月 19 日 改正 平成 24 年 5 月 18 日</p> <p style="text-align: center;"><u>ECO-TOP プログラム認定審査会</u></p> <p style="text-align: center;">ECO-TOP プログラムにおけるインターンシップの実施ガイドライン</p> <p>ECO-TOP プログラムの目的に鑑み、<u>環境関連業務に係る現場の実情を理解した人材を育成するため、企業、行政、NPO の三者すべてに関わるインターンシップを実施する。</u></p> <p><u>1. 単位の設定</u></p> <p>インターンシップが <u>4</u> 単位以上設定されていること。</p> <p><u>2. 実施計画の策定</u></p> <p>大学は、インターンシップの派遣先について、事前に東京都と協議すること。 また、インターンシップの実施計画について、事前に東京都へ届出を行うこと。 インターンシップの実施計画が学内外に開示されていること。 また、インターンシップのプログラムは、大学と<u>受け入れ側</u>が事前に協議し、以下の内容が盛り込まれたものとするのが望ましい。</p> <p>○<u>企業におけるインターンシップ</u></p> <p>・<u>社としての環境管理の考え方の理解（1日以上）</u></p> <p>・<u>業務現場での環境管理の実践現場体験（2日以上）</u></p> <p>(・<u>業として実施している自然保護、あるいは社会における環境保全活動として</u></p>

び、解決策を検討し提案する経験

・自然環境分野と国連が定めた SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標。以下「SDGs」という。)における様々な分野との関わりを整理する経験

・自然環境の視点から、SDGs が示すような様々な社会的課題の解決に貢献する提案を行う経験

(2) インターンシップにおける業務体験内容

・受入団体が持っている自然環境に関する問題意識や考え方についての理解

・受入団体が実施している自然保護活動又はその他環境保全活動の実践現場体験

・受入団体が行う自然環境に関連するステークホルダーの合意形成に関わる体験

・受入団体が実施する生物多様性の理解促進や自然環境教育に関わる体験

・その他、自然環境に直接的に関わる現場において活動する様々な業務体験

・自然環境分野と関わりが薄いと思われる受入団体の場合には、その業務の現場（自然環境に間接的に関わる現場）において、3（1）に掲げる自然環境の視点から社会的課題の解決に資する実社会の経験

(3) インターンシップの実施日数

・受入団体が進める取組や課題を理解するために、1 団体当たり少なくとも 5 日程度のインターンシップを確保することが望ましい。

・季節をまたいで比較的長期間にわたって受入団体と関わることなどにより、受入団体が抱える課題の十分な理解や解決に向けた深い考察ができることが望ましい。

・短期に集中してインターンシップを行う形式の場合、学生が予め受入団体を訪問するなど事前に自主的に学習をするとともに、インターンシッ

実施している自然保護活動の実践現場体験（1 日以上）

○行政におけるインターンシップ

・行政区の全般的環境状況の把握（1 日以上）

・行政区で行っている環境保全活動（自然保護活動以外）の実践現場体験（2 日以上）

・行政区で行っている自然保護活動の実践現場体験（1 日以上）

○NPO におけるインターンシップ

・活動の目的と背景の把握（1 日以上）

・環境保全活動の実践現場体験（2 日以上）

・合意形成を図る場での体験（1 日以上）

プの経験に基づく成果をとりまとめ、事後に受入団体に報告することなどにより、受入団体が抱える課題の十分な理解や解決に向けた深い考察ができることが望ましい。

4. 事前教育・指導の実施

大学は、インターンシップ実施前に、次の内容を盛り込んだ事前教育及び指導を実施すること。

- ・インターンシップの目的
- ・習得すべき具体的内容の確認
- ・社会人としての基本的マナー
- ・成果の取りまとめ方法

大学は事前教育指導を通じてインターンシップ派遣人数のめやすをつけることとする。

5. 成果の評価

大学は、インターンシップに参加した学生から報告を受けた後、成果発表会を実施すること。なお、成果発表会は複数の大学による合同報告会として実施するなど学内外に公開され、他大学の学生やその関係者からの意見を受ける機会があることが望ましい。

あわせて、大学は、学生からの報告とは別に、受入団体からの評価に関するフォーマットを用意し、それに基づき学生の評価を受ける、又は、3（1）に関するレポートや発表による評価を行うことが望ましい。

これらをもとに、大学において履修生を適正に評価することとする。

大学は、毎年度インターンシップの実施状況を報告書として取りまとめ、都に提出することとする。

6 インターンシップに代替する経験

カリキュラム上のインターンシップには該当しないが、「1 インターンシップの目的」に合致する実社会での経験であって、大学が同等と認める場合は、ECO-

3. 事前教育・指導の実施

大学は、インターンシップ実施前に、以下の内容を盛り込んだ事前教育及び指導を実施すること。

- ・インターンシップの目的
- ・習得すべき具体的内容の確認
- ・社会人としての基本的マナー
- ・成果の取りまとめ方法

大学は事前教育指導を通じてインターンシップ派遣人数のめやすをつけることとする。

4. 成果の評価

大学は、インターンシップに参加した学生からの報告を受けた後、成果発表会を実施すること。なお、成果発表会は学内外に公開されたものであることが望ましい。

併せて、大学は、学生からの報告とは別に、受け入れ先からの評価に関するフォーマットを用意し、それに基づき学生の評価を受けることとする。

これらをもとに、大学において履修生を適正に評価することとする。

大学は、毎年度インターンシップの実施状況を報告書として取りまとめ、都に提出することとする。

TOP プログラムで必要要件とするインターンシップの実績として認めることができるものとする。ただし、この場合、大学から東京都に事前の承認を得るものとする。

7. その他

ECO-TOP プログラムのインターンシップの位置づけは、就職に直結するものではないが、企業を中心にできるだけ、就職が決まる前に実施することが望ましい。

5. その他

ECO-TOP プログラムのインターンシップの位置づけは、就職に直結するものではないが、企業を中心にできるだけ、就職が決まる前に実施することが望ましい。